

(新)

(削除)

(旧)

別紙様式第14

前払輸入保険時効中断承認申請書

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

申請者
住所
氏名 印

前払輸入保険手続細則の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

保 險 証 券 番 号	
保 險 契 約 締 結 日	年 月 日
被 保 險 者 (申請者と異なる場合に記入)	住所: 氏名:
事 故 確 定 日 等	年 月 日
保 險 金 請 求 額	
備 考	(連絡先)

承認証

年 月 日

上記の前払輸入保険時効中断承認申請は、申請のとおり承認します。

株式会社日本貿易保険

別紙様式第14

(新)

前払輸入保険損失発生確認申請書

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

申請者
住所 _____
氏名 _____ 印

前払輸入保険手続細則の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

保 険 証 券 番 号	
保 険 契 約 締 結 日	年 月 日
事 故 事 由	
確 認 を 求 め る 理 由	
前払輸入契約上の前払金の返還期限日	

確認証

年 月 日

上記の前払輸入保険損失発生確認申請は、

申請のとおり確認します。
確認しません。

株式会社日本貿易保険

別紙様式第15

(旧)

前払輸入保険損失発生確認申請書

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

申請者
住所 _____
氏名 _____ 印

前払輸入保険手続細則の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

保 険 証 券 番 号	
保 険 契 約 締 結 日	年 月 日
事 故 事 由	
確 認 を 求 め る 理 由	
前払輸入契約上の前払金の返還期限日	

確認証

年 月 日

上記の前払輸入保険損失発生確認申請は、

申請のとおり確認します。
確認しません。

株式会社日本貿易保険

前払輸入保険回収義務終了認定申請書

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

被保険者

住所 _____

氏名 _____ 印

前払輸入保険手続細則の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 保険契約の内容

(1) 保険証券番号			
(2) 保険契約締結日	年 月 日		
(3) 前払輸入契約の相手方	(ハイヤーコード:)	相手国又は地域 (国コード:)	
(4) 輸出者	(ハイヤーコード:)	輸出国又は地域 (国コード:)	
(5) 保証人	(ハイヤーコード:)	保証国又は地域 (国コード:)	
(6) 通貨	(通貨コード:)		
(7) 前払金返還期限			
(8) 事故事由	(事故事由コード:)		
(9) 保険金請求日	年 月 日		
(10) 保険金受領日及び 保険金受領額			
(11) 損失額 ※対外債権ベース			
(12) 損失額 ※付保建値ベース			
(13) 既回収額	元本		延滞利息
	利息		
	合計		
(14) 未回収額	元本		延滞利息
	利息		
	合計		
(15) 既支出回収費用			
(16) 備考	(連絡先)		

2. 回収義務の履行状況の概要(回収義務の履行状況の概要を別紙に記載し添付してください。)

3. 回収義務の終了認定申請を行う理由(当該理由を証する書類を必ず添付してください。)

注1: 相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、申請をまとめて行う場合には、以下の項目につき別紙に記載の上、ご提出いただくことも可能です。

(7)前払金返還期限、(9)保険金請求日、(10)保険金受領日及び保険金受領額

注2: (11)~(14)の欄については、当該項目に係る金額が外貨建ての場合は、それぞれ当該通貨で記入してください。

前払輸入保険回収義務終了認定申請書

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

被保険者

住所 _____

氏名 _____ 印

前払輸入保険手続細則の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 保険契約の内容

(1) 保険証券番号			
(2) 保険契約締結日	年 月 日		
(3) 前払輸入契約の相手方	(ハイヤーコード:)	相手国又は地域 (国コード:)	
(4) 輸出者	(ハイヤーコード:)	輸出国又は地域 (国コード:)	
(5) 保証人	(ハイヤーコード:)	保証国又は地域 (国コード:)	
(6) 通貨	(通貨コード:)		
(7) 前払金返還期限			
(8) 事故事由	(事故事由コード:)		
(9) 保険金請求日	年 月 日		
(10) 保険金受領日及び 保険金受領額			
(11) 損失額 ※対外債権ベース			
(12) 損失額 ※付保建値ベース			
(13) 既回収額	元本		延滞利息
	利息		
	合計		
(14) 未回収額	元本		延滞利息
	利息		
	合計		
(15) 既支出回収費用			
(16) 備考	(連絡先)		

2. 回収義務の履行状況の概要(回収義務の履行状況の概要を別紙に記載し添付してください。)

3. 回収義務の終了認定申請を行う理由(当該理由を証する書類を必ず添付してください。)

注1: 相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、申請をまとめて行う場合には、以下の項目につき別紙に記載の上、ご提出いただくことも可能です。

(7)前払金返還期限、(9)保険金請求日、(10)保険金受領日及び保険金受領額

注2: (11)~(14)の欄については、当該項目に係る金額が外貨建ての場合は、それぞれ当該通貨で記入してください。

(新)

別紙様式第16

前払輸入保険における回収義務の履行状況報告書

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

被保険者
住所
氏名 印

前払輸入保険手続細則の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 保険契約の内容

Table with 17 rows and 3 columns. Rows include: (1) 保険証券番号, (2) 保険契約締結日, (3) 前払輸入契約の相手方, (4) 輸出者, (5) 保証人, (6) 通貨, (7) 前払金返還期限, (8) 事故事由, (9) 保険金請求日, (10) 保険金受領日及び保険金受領額, (11) 損失額 ※対外債権ベース, (12) 損失額 ※付保建値ベース, (13) 既回収額 (元本, 利息, 合計), (14) 未回収額 (元本, 利息, 合計), (15) 既支出回収費用, (16) 前回の履行状況報告日, (17) 備考 (連絡先).

2. 回収義務の履行状況又は回収に関する状況の変化の概要 (履行状況コード:) (関連資料をできるだけ添付して下さい。)

3. 今後の回収見込み

注1: 相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、申請をまとめて行う場合には、以下の項目につき別紙に記載の上、ご提出いただくことも可能です。
(7)前払金返還期限、(9)保険金請求日、(10)保険金受領日及び保険金受領額
ただし、(10)の欄については、保険金受領前の場合は、記入不要です。

注2: (11)~(14)の欄については、当該項目に係る金額が外貨建ての場合は、それぞれ当該通貨で記入して下さい。

(旧)

別紙様式第17

前払輸入保険における回収義務の履行状況報告書

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

被保険者
住所
氏名 印

前払輸入保険手続細則の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 保険契約の内容

Table with 17 rows and 3 columns. Rows include: (1) 保険証券番号, (2) 保険契約締結日, (3) 前払輸入契約の相手方, (4) 輸出者, (5) 保証人, (6) 通貨, (7) 前払金返還期限, (8) 事故事由, (9) 保険金請求日, (10) 保険金受領日及び保険金受領額, (11) 損失額 ※対外債権ベース, (12) 損失額 ※付保建値ベース, (13) 既回収額 (元本, 利息, 合計), (14) 未回収額 (元本, 利息, 合計), (15) 既支出回収費用, (16) 前回の履行状況報告日, (17) 備考 (連絡先).

2. 回収義務の履行状況又は回収に関する状況の変化の概要 (履行状況コード:) (関連資料をできるだけ添付して下さい。)

3. 今後の回収見込み

注1: 相手方及び支払人が共に同一である複数の債権について、申請をまとめて行う場合には、以下の項目につき別紙に記載の上、ご提出いただくことも可能です。
(7)前払金返還期限、(9)保険金請求日、(10)保険金受領日及び保険金受領額
ただし、(10)の欄については、保険金受領前の場合は、記入不要です。

注2: (11)~(14)の欄については、当該項目に係る金額が外貨建ての場合は、それぞれ当該通貨で記入して下さい。

別紙様式第17

(新)

前払輸入保険回収金納付通知書

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

納付者

住所

¥

氏名

印

上記の金額を、前払輸入保険手続細則の規定に基づき、回収金として納付する必要があるため
通知します。

回収納付金計算書

回収日 年 月 日

保険証券番号	年 月 日	事故確定日	年 月 日		
	第 号	損失額			
保険金請求書	年 月 日	保険金支払日	年 月 日		
	第 号	支払保険金額			
控除期間(日数)					
回収した金額	控除利息額	回収費用	納付すべき額	延滞金	最終納付額
①	②	③	④	⑤	⑥
具体的な回収の経緯及び今後の回収見込み					
別添書類(様式自由)にて詳細をご説明下さい。 また、本件回収の関連書類、合意書、返済計画表等がある場合には併せて添付して下さい。ただし、 既にご提出頂いている場合は、その旨明記して頂くだけで結構です。					
備考	担当者名				
	所属課名				
	電話番号				

2020年10月1日更新

別紙様式第18

(旧)

前払輸入保険回収金納付通知書

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

納付者

住所

¥

氏名

印

上記の金額を、前払輸入保険手続細則の規定に基づき、回収金として納付する必要があるため
通知します。

回収納付金計算書

回収日 年 月 日

保険証券番号	年 月 日	事故確定日	年 月 日		
	第 号	損失額			
保険金請求書	年 月 日	保険金支払日	年 月 日		
	第 号	支払保険金額			
控除期間(日数)					
回収した金額	控除利息額	回収費用	納付すべき額	延滞金	最終納付額
①	②	③	④	⑤	⑥
具体的な回収の経緯及び今後の回収見込み					
別添書類(様式自由)にて詳細をご説明下さい。 また、本件回収の関連書類、合意書、返済計画表等がある場合には併せて添付して下さい。ただし、 既にご提出頂いている場合は、その旨明記して頂くだけで結構です。					
備考	担当者名				
	所属課名				
	電話番号				

2017年4月1日更新

別紙様式第18

(新)

前払輸入保険回収費用負担請求書

株式会社日本貿易保険 御中

年 月 日

負担請求者

住所

氏名

印

前払輸入保険手続細則の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

保険証券番号				
保険契約締結日	年 月 日			
被保険者 (請求者と異なる場合に記入)	住所: 氏名:			
通貨	(通貨コード:)			
前払輸入契約の相手方	(バイヤーコード:)	相手国又は地域 (国コード:)		
事故事由	(事故事由コード:)			
前払金返還期限				
保険金支払日	年 月 日			
回収金納付日(又は予定日)	年 月 日			
回収金納付額(又は予定額)				
費用負担請求額				
¥				
(内訳)				
項目	通貨	建 値	換 算 率	費用負担額
				¥
				¥
				¥
連絡先	担当部課名: 担当者名: 電話番号:			
振込先	銀行名: 預金種目: 普通・当座 口座名義:	本支店名: 口座番号:		

2020年10月1日更新

別紙様式第19

(旧)

前払輸入保険回収費用負担請求書

株式会社日本貿易保険 御中

年 月 日

負担請求者

住所

氏名

印

前払輸入保険手続細則の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

保険証券番号				
保険契約締結日	年 月 日			
被保険者 (請求者と異なる場合に記入)	住所: 氏名:			
通貨	(通貨コード:)			
前払輸入契約の相手方	(バイヤーコード:)	相手国又は地域 (国コード:)		
事故事由	(事故事由コード:)			
前払金返還期限				
保険金支払日	年 月 日			
回収金納付日(又は予定日)	年 月 日			
回収金納付額(又は予定額)				
費用負担請求額				
¥				
(内訳)				
項目	通貨	建 値	換 算 率	費用負担額
				¥
				¥
				¥
連絡先	担当部課名: 担当者名: 電話番号:			
振込先	銀行名: 預金種目: 普通・当座 口座名義:	本支店名: 口座番号:		

2017年4月1日更新

(新)

別紙様式第19-1

前払輸入保険権利行使等委任状

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

被保険者
住所
氏名 印

当社は、別紙に記載する債権(以下「当該債権」という。)について、以下の内容に合意の上、前払輸入保険約款(以下「約款」という。)及び前払輸入保険手続細則(以下「手続細則」という。)の規定に基づき、日本貿易保険に当該債権の回収に係る権利行使等を委任し、以後自らは一切の権利行使等を行わないことをここに確認します。

(回収に要した費用の負担)

- 1. 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険が回収のために要した費用について、取得した金額を限度として負担する。

(回収金の配分)

- 2. 日本貿易保険は、当該債権について回収した金額があったときは、次の金額を遅滞なく被保険者に配分することとする。

(回収金額-A) x [1 - (支払保険金額 / 約款第4条の損失額)] + B

Aは、日本貿易保険が回収のために要した費用

Bは、約款第4条の損失額に前払金の返還の期限の翌日から保険金支払日(回収が保険金の支払を受けた日以前の場合には、当該回収のあった日)までの期間に応じ貿易保険共通運用規程に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息(保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。)を除いた額に支払った保険金の額の約款第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の約款第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額

(返還計画の変更)

- 3. 被保険者は、日本貿易保険が自らの判断に基づき当該債権に係る返還条件等について変更を加えること又は国際約束に基づく債務救済措置その他のやむを得ない事由により当該債権を放棄することについて同意し、これらに係る権限を日本貿易保険に付与する。

(回収に係る権利行使の復委任)

- 4. 日本貿易保険は、被保険者から委任された当該債権の権利行使の権限を第三者に委任することができる。当該委任を受けた第三者の権利行使については、上記1及び2の規定を準用する。

(旧)

別紙様式第20-1

前払輸入保険権利行使等委任状

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

被保険者
住所
氏名 印

当社は、別紙に記載する債権(以下「当該債権」という。)について、以下の内容に合意の上、前払輸入保険約款(以下「約款」という。)及び前払輸入保険手続細則(以下「手続細則」という。)の規定に基づき、日本貿易保険に当該債権の回収に係る権利行使等を委任し、以後自らは一切の権利行使等を行わないことをここに確認します。

(回収に要した費用の負担)

- 1. 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険が回収のために要した費用について、取得した金額を限度として負担する。

(回収金の配分)

- 2. 日本貿易保険は、当該債権について回収した金額があったときは、次の金額を遅滞なく被保険者に配分することとする。

(回収金額-A) x [1 - (支払保険金額 / 約款第4条の損失額)] + B

Aは、日本貿易保険が回収のために要した費用

Bは、約款第4条の損失額に前払金の返還の期限の翌日から保険金支払日(回収が保険金の支払を受けた日以前の場合には、当該回収のあった日)までの期間に応じ貿易保険共通運用規程に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息(保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。)を除いた額に支払った保険金の額の約款第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の約款第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額

(返還計画の変更)

- 3. 被保険者は、日本貿易保険が自らの判断に基づき当該債権に係る返還条件等について変更を加えること又は国際約束に基づく債務救済措置その他のやむを得ない事由により当該債権を放棄することについて同意し、これらに係る権限を日本貿易保険に付与する。

(回収に係る権利行使の復委任)

- 4. 日本貿易保険は、被保険者から委任された当該債権の権利行使の権限を第三者に委任することができる。当該委任を受けた第三者の権利行使については、上記1及び2の規定を準用する。

(新)

(権利行使等の委任の解除)

5. (1) 被保険者の責めに帰すべき事由により当該債権に係る金額の全部又は一部が返還されない場合、日本貿易保険は、約款の規定に基づく権利行使等の委任を解除することができる。

(2) 上記(1)の場合、被保険者は、約款の規定に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。

(その他)

6. (1) 日本貿易保険は、権利行使等の委任の内容に関して影響を及ぼす事情の変更があったときは、被保険者に対して権利行使等の委任の内容の変更を申し込むことができる。

(2) 被保険者は、上記(1)の申込みがあったときは、正当な事由がない限り、これに応じるものとする。

(注1)

2の算式中、支払保険金額は、損失防止軽減費用が含まれている場合、当該費用を除いた金額とする。また、表示通貨が外貨の場合は、(当該費用控除後の)支払保険金額を保険金支払時に適用したレートで表示通貨に換算した「建値換算支払額」を用いる。

(注2)

同算式中、約款第4条の損失額は、建値ベースで計算する。また、付保損失額が対外損失額と異なる場合は、対外損失額を用いる。(回収金の配分の計算では、基本的に「代位比率」を用いる。ただし、控除利息充当予定額の計算では、「てん補率」を用いる。)

・「付保損失額」…保険契約上の損失額

・「対外損失額」…輸出契約等上の建値損失額

・「代位比率」=支払保険金額(建値換算支払額)／対外損失額

・「てん補率」=支払保険金額(建値換算支払額)／付保損失額(建値ベース)

(旧)

(権利行使等の委任の解除)

5. (1) 被保険者の責めに帰すべき事由により当該債権に係る金額の全部又は一部が返還されない場合、日本貿易保険は、約款の規定に基づく権利行使等の委任を解除することができる。

(2) 上記(1)の場合、被保険者は、約款の規定に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。

(その他)

6. (1) 日本貿易保険は、権利行使等の委任の内容に関して影響を及ぼす事情の変更があったときは、被保険者に対して権利行使等の委任の内容の変更を申し込むことができる。

(2) 被保険者は、上記(1)の申込みがあったときは、正当な事由がない限り、これに応じるものとする。

(注1)

2の算式中、支払保険金額は、損失防止軽減費用が含まれている場合、当該費用を除いた金額とする。また、表示通貨が外貨の場合は、(当該費用控除後の)支払保険金額を保険金支払時に適用したレートで表示通貨に換算した「建値換算支払額」を用いる。

(注2)

同算式中、約款第4条の損失額は、建値ベースで計算する。また、付保損失額が対外損失額と異なる場合は、対外損失額を用いる。(回収金の配分の計算では、基本的に「代位比率」を用いる。ただし、控除利息充当予定額の計算では、「てん補率」を用いる。)

・「付保損失額」…保険契約上の損失額

・「対外損失額」…輸出契約等上の建値損失額

・「代位比率」=支払保険金額(建値換算支払額)／対外損失額

・「てん補率」=支払保険金額(建値換算支払額)／付保損失額(建値ベース)

(新)

別紙様式第19-2

前払輸入保険権利行使等委任状(サービサー回収用)

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

被保険者
住所
氏名 印

当社は、別紙に記載する債権(以下「当該債権」という。)について、以下の内容に合意の上、前払輸入保険約款(以下「約款」という。)及び前払輸入保険手続細則の規定に基づき、日本貿易保険が委任する回収業者による回収を行うため、日本貿易保険に当該債権の回収に係る権利行使等を委任し(以下「権利行使等の委任」という。)、以後自らは一切の権利行使等を行わないことをここに確認します。

(回収に係る権利行使の復委任)

- 1. 日本貿易保険は、被保険者から委任された当該債権の権利行使の権限を第三者に委任することができる。

(回収に係る被保険者の協力)

- 2. (1) 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険の指示があった場合は、遅滞なく債務者に対して権利行使等の委任を行った旨(日本貿易保険が上記1.の規定に基づき、第三者に委任する旨を含む。)を通知するものとする。

- (2) 上記(1)の場合の他、被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険の指示があった場合は、日本貿易保険又は上記1.の規定により日本貿易保険から委任を受けた第三者(以下「回収業者」という。)が行う回収に協力しなければならない。

(回収に要した費用の負担)

- 3. 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険又は回収業者が回収のために要した費用について、取得した金額を限度として負担する。

(回収金の配分)

- 4. 日本貿易保険は、権利行使等の委任後、日本貿易保険又は回収業者が当該債権について回収した金額があったときは、次の金額を遅滞なく被保険者に配分することとする。

$$(回収金額-A) \times \left[1 - \frac{\text{支払保険金額}}{\text{約款第4条の損失額}} \right] + B$$

Aは、日本貿易保険が回収のために要した費用

Bは、約款第4条の損失額に決済期限の翌日から保険金支払日(回収が保険金を支払った日以前の場合には、当該回収のあった日)までの期間に応じ貿易保険共通運用規程に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息(保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。)を除いた額に支払った保険金の額の約款第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の約款第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額

(被保険者の直接受領)

(旧)

別紙様式第20-2

前払輸入保険権利行使等委任状(サービサー回収用)

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

被保険者
住所
氏名 印

当社は、別紙に記載する債権(以下「当該債権」という。)について、以下の内容に合意の上、前払輸入保険約款(以下「約款」という。)及び前払輸入保険手続細則の規定に基づき、日本貿易保険が委任する回収業者による回収を行うため、日本貿易保険に当該債権の回収に係る権利行使等を委任し(以下「権利行使等の委任」という。)、以後自らは一切の権利行使等を行わないことをここに確認します。

(回収に係る権利行使の復委任)

- 1. 日本貿易保険は、被保険者から委任された当該債権の権利行使の権限を第三者に委任することができる。

(回収に係る被保険者の協力)

- 2. (1) 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険の指示があった場合は、遅滞なく債務者に対して権利行使等の委任を行った旨(日本貿易保険が上記1.の規定に基づき、第三者に委任する旨を含む。)を通知するものとする。

- (2) 上記(1)の場合の他、被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険の指示があった場合は、日本貿易保険又は上記1.の規定により日本貿易保険から委任を受けた第三者(以下「回収業者」という。)が行う回収に協力しなければならない。

(回収に要した費用の負担)

- 3. 被保険者は、権利行使等の委任後、日本貿易保険又は回収業者が回収のために要した費用について、取得した金額を限度として負担する。

(回収金の配分)

- 4. 日本貿易保険は、権利行使等の委任後、日本貿易保険又は回収業者が当該債権について回収した金額があったときは、次の金額を遅滞なく被保険者に配分することとする。

$$(回収金額-A) \times \left[1 - \frac{\text{支払保険金額}}{\text{約款第4条の損失額}} \right] + B$$

Aは、日本貿易保険が回収のために要した費用

Bは、約款第4条の損失額に決済期限の翌日から保険金支払日(回収が保険金を支払った日以前の場合には、当該回収のあった日)までの期間に応じ貿易保険共通運用規程に定める利率を乗じて得た額から保険金請求日までに回収した延滞利息(保険金請求までに回収した元本に係る延滞利息を除く。)を除いた額に支払った保険金の額の約款第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額から既に被保険者に充当した金額を除いた金額又は回収した金額からAを除いた金額に支払った保険金の額の約款第4条の損失額に対する割合を乗じて得た金額のいずれか少ない金額

(被保険者の直接受領)

(新)

5. 被保険者は、権利行使等の委任後に当該債権に係る入金があった場合は、1月以内に日本貿易保険にその旨通知するとともに、当該入金額全額を日本貿易保険が指定する日までに日本貿易保険に送金するものとする。この場合において、日本貿易保険は、当該入金額を上記4. に定める回収金とみなし、上記4. の規定に従って算定された金額を被保険者に配分することとする。

(返済計画の変更)

6. 被保険者は、日本貿易保険が自らの判断に基づき当該債権に係る決済条件等について変更を加えること又は国際約束に基づく債務救済措置その他のやむを得ない事由により当該債権を放棄することについて同意し、当該権限を日本貿易保険に付与する。

(権利行使等の委任の解除)

7. (1) 日本貿易保険は、理由の如何を問わずいつでも、権利行使等の委任を解除することができる。この場合において、被保険者の責めに帰すべき事由により当該債権に係る金額の全部又は一部が返済されなかった場合には、被保険者は、日本貿易保険の請求に応じ、回収金の有無にかかわらず遅滞なく日本貿易保険が回収のために要した費用を支払うとともに、約款の規定に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。
- (2) 被保険者から申込みがあり、日本貿易保険が承諾する場合には、日本貿易保険は、権利行使等の委任を解除することができる。この場合において、被保険者は、日本貿易保険の請求に応じ、回収金の有無にかかわらず遅滞なく日本貿易保険が回収のために要した費用を支払うとともに、約款の規定に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)の場合、日本貿易保険は、当該解除に起因して生じた一切の損害又は損失について賠償する責めを負わない。

(その他)

8. (1) 日本貿易保険は、権利行使等の委任の内容に関して影響を及ぼす事情の変更があったときは、被保険者に対して権利行使等の委任の内容の変更を申し込むことができる。
- (2) 被保険者は、上記(1)の申込みがあったときは、正当な事由がない限り、これに応じるものとする。

(注1)

4. の算式中、支払保険金額は、損失防止軽減費用が含まれている場合、当該費用を除いた金額とする。また、表示通貨が外貨の場合は、(当該費用控除後の)支払保険金額を保険金支払時に適用したレートで表示通貨に換算した「建値換算支払額」を用いる。

(注2)

同算式中、約款第4条の損失額は、建値ベースで計算する。また、付保損失額が対外損失額と異なる場合は、対外損失額を用いる。(回収金の配分の計算では、基本的に「代位比率」を用いる。ただし、B(控除利息充当予定額)の計算では、「てん補率」を用いる。)

- ・「付保損失額」…保険契約上の損失額
- ・「対外損失額」…輸出契約等上の建値損失額
- ・「代位比率」=支払保険金額(建値換算支払額)÷対外損失額
- ・「てん補率」=支払保険金額(建値換算支払額)÷付保損失額(建値ベース)

(旧)

5. 被保険者は、権利行使等の委任後に当該債権に係る入金があった場合は、1月以内に日本貿易保険にその旨通知するとともに、当該入金額全額を日本貿易保険が指定する日までに日本貿易保険に送金するものとする。この場合において、日本貿易保険は、当該入金額を上記4. に定める回収金とみなし、上記4. の規定に従って算定された金額を被保険者に配分することとする。

(返済計画の変更)

6. 被保険者は、日本貿易保険が自らの判断に基づき当該債権に係る決済条件等について変更を加えること又は国際約束に基づく債務救済措置その他のやむを得ない事由により当該債権を放棄することについて同意し、当該権限を日本貿易保険に付与する。

(権利行使等の委任の解除)

7. (1) 日本貿易保険は、理由の如何を問わずいつでも、権利行使等の委任を解除することができる。この場合において、被保険者の責めに帰すべき事由により当該債権に係る金額の全部又は一部が返済されなかった場合には、被保険者は、日本貿易保険の請求に応じ、回収金の有無にかかわらず遅滞なく日本貿易保険が回収のために要した費用を支払うとともに、約款の規定に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。
- (2) 被保険者から申込みがあり、日本貿易保険が承諾する場合には、日本貿易保険は、権利行使等の委任を解除することができる。この場合において、被保険者は、日本貿易保険の請求に応じ、回収金の有無にかかわらず遅滞なく日本貿易保険が回収のために要した費用を支払うとともに、約款の規定に基づき当該債権又は損害賠償金、違約金その他これらに類する金銭の回収に努めなければならない。ただし、日本貿易保険が特に認めた場合はこの限りではない。
- (3) 上記(1)及び(2)の場合、日本貿易保険は、当該解除に起因して生じた一切の損害又は損失について賠償する責めを負わない。

(その他)

8. (1) 日本貿易保険は、権利行使等の委任の内容に関して影響を及ぼす事情の変更があったときは、被保険者に対して権利行使等の委任の内容の変更を申し込むことができる。
- (2) 被保険者は、上記(1)の申込みがあったときは、正当な事由がない限り、これに応じるものとする。

(注1)

4. の算式中、支払保険金額は、損失防止軽減費用が含まれている場合、当該費用を除いた金額とする。また、表示通貨が外貨の場合は、(当該費用控除後の)支払保険金額を保険金支払時に適用したレートで表示通貨に換算した「建値換算支払額」を用いる。

(注2)

同算式中、約款第4条の損失額は、建値ベースで計算する。また、付保損失額が対外損失額と異なる場合は、対外損失額を用いる。(回収金の配分の計算では、基本的に「代位比率」を用いる。ただし、B(控除利息充当予定額)の計算では、「てん補率」を用いる。)

- ・「付保損失額」…保険契約上の損失額
- ・「対外損失額」…輸出契約等上の建値損失額
- ・「代位比率」=支払保険金額(建値換算支払額)÷対外損失額
- ・「てん補率」=支払保険金額(建値換算支払額)÷付保損失額(建値ベース)

別紙様式第20

(新)

前払輸入保険回収納付金返還請求書

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

被保険者
住所
氏名

印

前払輸入保険手続細則の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

保険証券番号		事故通番	
前払金の返還期限	年 月 日	通貨	(通貨コード:)
回収金納付日	年 月 日		
回収金納付額			
回収金返還請求額			
請求額の内訳			
返還請求事由			
連絡先	担当部課名: 担当者名: 電話番号:		
振込先	銀行名: 預金種目:普通・当座 口座名義:	本支店名: 口座番号:	

別紙様式第21

(旧)

前払輸入保険回収納付金返還請求書

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

被保険者
住所
氏名

印

前払輸入保険手続細則の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

保険証券番号		事故通番	
前払金の返還期限	年 月 日	通貨	(通貨コード:)
回収金納付日	年 月 日		
回収金納付額			
回収金返還請求額			
請求額の内訳			
返還請求事由			
連絡先	担当部課名: 担当者名: 電話番号:		
振込先	銀行名: 預金種目:普通・当座 口座名義:	本支店名: 口座番号:	

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

住所	
会社名	
代表者名	印

贈賄防止に係る誓約及び申告書

- 1 本件の前払輸入保険を申し込むに当たり、以下について誓約します。
- (1) 当社並びに当社の役員、従業員及び本件に係る当社の代理人（以下「当社等」という。）が、本件に関連して不正競争防止法（平成5年法律第47号）及び刑法（明治40年法律第45号）に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後もかかわらないこと。
 - (2) 当社等が、アフリカ開発銀行、アジア開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行及び世界銀行グループが公表している排除リスト（debarment lists）のいずれにも掲載されていないこと。
 - (3) 本件に係る当社の代理人に対して支払う報酬は、合法的なサービスの対価に限定していること及び今後も限定すること。

<以下は該当する項目がある場合のみチェック>

- 2 贈賄を禁止する法令（外国の法令を含みます。）に関して、以下のとおり申告します。
- (1) 当社等は、現在、贈賄を禁止する法令（外国の法令を含む。）に違反した罪により、いずれかの国において起訴されている、又は当社が知り得る限りにおいて当該国の検察当局による正式な捜査を受けている。
 はい
 - (2) 当社等は、過去5年間に、贈賄を禁止する法令（外国の法令を含む。）に違反した罪により、いずれかの国において有罪判決若しくはこれと同等の措置（司法取引による起訴猶予や行政処分を含むがこれに限らない。）を受け、又は仲裁裁定（公表されているものに限る。）において贈賄に関与したものと認定されたことがある。
 はい
- 3 上記2の申告事項に該当したことにより株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）による厳格なデューデリジェンスを受けた場合であって、直近1年以内に、当該デューデリジェンスで指定された所定のスクリーニングフォームを日本貿易保険に提出していない、又は提出したがスクリーニングフォームで報告した贈賄防止に関する取組内容について縮小、取り止め、その他同様の変更をした。
 はい

※ 申告内容や申告内容に関し提供いただいた情報・資料は、捜査機関からの協力要請があった場合や捜査機関への通報が必要な場合等、必要に応じ捜査機関に情報開示することがあります。

※ 「厳格なデューデリジェンス」とは、当社等が上記2に該当する場合に、当社において、適切な内部の是正措置や予防措置がとられていること、その措置が維持されていること、文書によるルール化が行われていることなどを日本貿易保険が確認する手続きをいいます。

※ 日本貿易保険における贈賄に関する取扱いは、ホームページの「OECDにおける社会問題への取組み」の「公的輸出信用と贈賄防止」にてご案内しています。
(<https://www.nexi.go.jp/international/measures/index.html>)

年 月 日

株式会社日本貿易保険 御中

住所	
会社名	
代表者名	印

贈賄防止に係る誓約及び申告書

- 1 本件の前払輸入保険を申し込むに当たり、以下について誓約します。
- (1) 当社並びに当社の役員、従業員及び本件に係る当社の代理人（以下「当社等」という。）が、本件に関連して不正競争防止法（平成5年法律第47号）及び刑法（明治40年法律第45号）に違反する贈賄行為にかかわっていないこと及び今後もかかわらないこと。
 - (2) 当社等が、アフリカ開発銀行、アジア開発銀行、欧州復興開発銀行、米州開発銀行及び世界銀行グループが公表している排除リスト（debarment lists）のいずれにも掲載されていないこと。
 - (3) 本件に係る当社の代理人に対して支払う報酬は、合法的なサービスの対価に限定していること及び今後も限定すること。

<以下は該当する項目がある場合のみチェック>

- 2 贈賄を禁止する法令（外国の法令を含みます。）に関して、以下のとおり申告します。
- (1) 当社等は、現在、贈賄を禁止する法令（外国の法令を含む。）に違反した罪により、いずれかの国において起訴されている、又は当社が知り得る限りにおいて当該国の検察当局による正式な捜査を受けている。
 はい
 - (2) 当社等は、過去5年間に、贈賄を禁止する法令（外国の法令を含む。）に違反した罪により、いずれかの国において有罪判決若しくはこれと同等の措置（司法取引による起訴猶予や行政処分を含むがこれに限らない。）を受け、又は仲裁裁定（公表されているものに限る。）において贈賄に関与したものと認定されたことがある。
 はい
- 3 上記2の申告事項に該当したことにより株式会社日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）による厳格なデューデリジェンスを受けた場合であって、直近1年以内に、当該デューデリジェンスで指定された所定のスクリーニングフォームを日本貿易保険に提出していない、又は提出したがスクリーニングフォームで報告した贈賄防止に関する取組内容について縮小、取り止め、その他同様の変更をした。
 はい

※ 申告内容や申告内容に関し提供いただいた情報・資料は、捜査機関からの協力要請があった場合や捜査機関への通報が必要な場合等、必要に応じ捜査機関に情報開示することがあります。

※ 「厳格なデューデリジェンス」とは、当社等が上記2に該当する場合に、当社において、適切な内部の是正措置や予防措置がとられていること、その措置が維持されていること、文書によるルール化が行われていることなどを日本貿易保険が確認する手続きをいいます。

※ 日本貿易保険における贈賄に関する取扱いは、ホームページの「OECDにおける社会問題への取組み」の「公的輸出信用と贈賄防止」にてご案内しています。
(<https://www.nexi.go.jp/international/measures/index.html>)